

## 美浜町農業委員会 委員募集要項

平成28年4月1日に「農業委員会等に関する法律」が改正されたことに伴い、農業委員はこれまでの選挙制から推薦・応募による市町村長の任命制になりました。

美浜町農業委員会では令和8年7月19日の現農業委員の任期満了に伴い、農業に関する知識と熱意を持ち農地の利用の最適化の推進等の農業委員会の職務を適切に行うことのできる農業委員を募集します。

### 1. 募集期間

令和8年4月1日（水）から4月30日（木）まで

※応募人数が定数に満たない場合等は延長することがあります。

### 2. 募集定員

11人

### 3. 主な業務

- (1) 農地等の利用の最適化の推進（農地利用最適化推進委員と連携して実施）
  - ①農地利用の集積・集約化、②耕作放棄地の発生防止・解消、③新規参入の促進
  - ④地域計画の更新に係る意見聴取・情報収集
- (2) 農地法の権限に基づく農地の権利移動や転用等に係る許認可等の業務  
（総会等の会合を奇数月に開催。ただし、臨時で開催する場合がある。）
- (3) 農地法等に基づく申請地の現地調査
- (4) 農地法に基づく町内農地の利用状況の調査及び調査結果の報告
- (5) 農業一般に関する調査及び情報提供
- (6) 農業及び農民に関する事項についての意見公表
- (7) 研修会等の自己研さん

### 4. 任期

令和8年7月20日～令和11年7月19日（3年間）

### 5. 報酬

年額100,000円

（※活動実績や農地利用最適化の成果実績に応じて追加報酬あり）

### 6. 身分

美浜町の非常勤特別職

### 7. 募集方法

- (1) 個人または団体等からの推薦（他薦）
- (2) 個人による応募（自薦）

## 8. 推薦・応募資格

農業に関する識見と熱意を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の職務を適切に行うことができる者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する人は応募できません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 委員任期開始日（令和8年7月20日）において20歳未満の者
- (4) 法律上、農業委員と兼務を禁止されている職にある者
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

## 9. 申込み方法・提出先

美浜町役場産業政策課の窓口で推薦又は応募用紙を受け取るか、美浜町ホームページより下記の応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、募集期間内（土・日・祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までに下記の提出先まで提出してください。

### (1) 提出書類

- ①推薦の場合・・・（様式第1号）美浜町農業委員推薦書
- ②応募の場合・・・（様式第2号）美浜町農業委員応募書

### (2) 提出先

美浜町役場 1階 産業政策課

## 10. 選考方法

町において美浜町農業委員会委員選考会を開催し、募集要件を満たしているかに併せ、以下についても考慮しながら選考を行います。

- (1) 農業委員の過半（6名以上）が、認定農業者等となること。
- (2) 農業経営を行っておらず、委員会所掌事務に関して利害関係のない中立的委員を1名以上含むこと。
- (3) 女性や青年（50歳未満）の優先的な登用に配慮すること。

## 11. その他

(1) 農業委員と農地利用最適化推進委員に同時に推薦、応募することはできませんが、兼任はできません。（ただし、連携協力して活動します。）

(2) 応募者については、次の事項について関係機関等へ確認をします。

- ①「8. 推薦・応募資格」に関する事項
- ②農地法に関する法令違反等の有無
- ③農業経営の状況等

(3) 選考結果に関する問い合わせ、異議申し立てについては一切受け付けできません。

12. 公表

推薦・応募された内容は、一部箇所を除き募集期間中及び募集終了後に美浜町ホームページ等にて公表しますので、あらかじめご了承ください。

(公表内容：推薦者名、応募者名、職業、年齢、経歴、農業経営規模、推薦・応募理由等)

13. 問合せ先

〒919-1192 福井県三方郡美浜町郷市25-25 (美浜町役場)

美浜町農業委員会事務局 (産業政策課内)

電話 0770-32-6706 (平日午前8時30分から午後5時15分まで)